

令和8年度 魚島さざなみ留学 募集要項

お試し留学体験は次の日程からお選びください

10/17
(金)

10/22
(水)

11/12
(水)

11/17
(月)



募集〆切
11/25(火)

《お問い合わせ》
上島町教育委員会 生涯学習課 魚島さざなみ留学担当

TEL: 0897-77-2128(代表)
E-mail: shogai-gakushu@town.kamijima.ehime.jp

令和8年度魚島さざなみ留学募集要項

1. 目的

上島町魚島さざなみ留学制度（以下「さざなみ留学」という。）は、離島特有の魚島の自然環境や ICT 教育、少人数教育などの特色を生かした豊かな学びや地域における漁業体験等に興味のある町外の方を対象に、上島町魚島の小・中学校に入学または転校を希望する児童生徒に対し、寄宿舍（寮）又は公営住宅を提供し、心身ともに健康な児童・生徒の育成を図ることを目的とします。

魚島は、愛媛県上島町内にある人口約 120 名、面積 1.36 km²の小さな島です。ICT 教育を導入し、ソフトバンクロボティクスの Pepper と一緒に魚島小・中学校（小学 6 年生 3 名、中学 1 年生 4 名、中学 2 年生 2 名、中学 3 年生 1 名）の 10 名の児童生徒が少人数教育を受けています。現在、第三期生の留学生 9 名（親子型 2 名、合宿型 7 名）が魚島で生活しています。

2. 留学先

上島町立魚島小・中学校

〒794-2540 愛媛県越智郡上島町魚島一番耕地 828

3. 対象

- （1）合宿型：小学 5 年生～中学 3 年生
- （2）親子型：小学 1 年生～中学 3 年生

【合宿型】

- （1）町が整備した寮で指導者（以下「ハウスマスター」という。）及び他の留学生との共同生活を送ります。
- （2）寮は男女別となります。（男子寮：うぐいす、女子寮：水仙）
- （3）ハウスマスターが保護者代理として日々の教育指導と寮生活のお世話をします。
- （4）定員は 7 名程度

【親子型】

- （1）空き家又は公営住宅を斡旋します。
- （2）上島町から主な生活家電等は無償貸与します。
- （3）定員は 3 組程度

4. 募集基準

- (1) 令和8年度に義務教育対象となる小学校1年生～中学校3年生である児童生徒（合宿型は小学5年生から）
- (2) 令和7年度の「お試し留学体験」に参加していること
- (3) 地域の自然や環境を理解し、入学または転校を希望する児童生徒
- (4) 豊かな自然体験とICT教育等により、第2のふるさとを求める児童生徒
- (5) 魚島の豊かな自然環境で、様々な体験活動を希望する児童生徒
- (6) 特段の理由がない限り、きちんと学校生活を送ることができると約束できる児童生徒（これまでの不登校経験等は問いません）
- (7) 離島留学期間中、上島町に住民票を移すことを約束できること
- (8) 保護者がPTA活動に積極的な参加を約束できること

※ スクールカウンセラー等の相談業務、特別な支援を要する子どもへのサポート業務を主とするスタッフの常駐はありません。（ただし、定期的なサポート、不登校相談支援体制は整備しています。）

5. 契約と留学期間

- (1) 契約は、上島町教育委員会、魚島離島留学推進連絡協議会（以下「推進協議会」という。）、留学生の保護者と3者で締結し、各々、契約事項を誠実に守ることとします。
- (2) 留学の期間は、原則として4月から翌年3月までの1年間とします。継続を希望する場合は、改めて申込書を提出していただき、魚島離島留学推進連絡協議会と協議のうえ、上島町教育委員会（以下「教育委員会」）が決定します。継続が難しいと判断された場合は、継続の希望が認められない場合もあります

6. 応募方法と申込み期限

- (1) 留学希望者は、魚島小・中学校へお試し留学体験をしてもらいます。在校生と一緒に授業を受けて給食も一緒に食べます。その後、学校関係者等と面談を行います。

〈お試し留学体験〉

次の日程の午前9時30分から実施します。ご都合の良い日程を選択し、実施日の2週間前までに上島町教育委員会 生涯学習課までご連絡ください（連絡先：0897-77-2128）

※当日の給食費（小・中学生別）は参加者の自己負担となります。

なお、直前にキャンセルされた場合、キャンセル料をいただく場合

がございますので、お早めにご連絡ください。

○日程

10月17日（金）、10月22日（水）

11月12日（水）、11月17日（月）

○船便

尾道市土生港発 午前8時00分、弓削港発 午前8時10分

魚島港着 午前9時02分の定期船をご利用ください。

（2）別紙「魚島さざなみ留学申込書」を上島町教育委員会へ郵送又はメールに添付して送信してください。

（3）**申込み期限：令和7年11月25日（火）まで必着**

7. 留学生の決定

魚島離島留学推進連絡協議会で選考のうえ、教育委員会が決定し、結果の通知を12月中に発送致します。

※魚島での生活や学校生活がスムーズに開始できるように、現在通学している学校へは事前に連絡を取らせて頂きます。

※必要に応じて医療機関等に検査資料を提出していただくことがあります。

8. 留学に関わる費用

【合宿型】

（1）合宿型留学生の保護者は、食費を含む寮運営の負担金として一人あたり月額35,000円を毎月月末までに当月分を納入していただきます。

（※8月は閉寮期のため負担金はありません）

（2）入居及び退居日が1月に満たない場合は、その月は日割り計算致します。（公営住宅に準ずる。）

（3）学校給食費、PTA会費、学校教材費、学用品費、衣料費、通信費、遠足・旅行経費、部活動費、交通費及びその他児童・生徒にかかるものは保護者の負担となります。（町からの補助がある場合もあります。）

（4）毎月の給食費は、請求月末までに納めていただきます。

（小学校240円/日、中学校285円/日）

【親子型】

（1）親子型留学については、推進協議会から月額30,000円（2子以降は10,000円を追加）の補助金を支給します。（初年度含む最大3年間）

（2）借家又は公営住宅への入居の際には、負担軽減のため、上島町から主な生

活家電等を無償貸与しますので、ご確認のうえ準備を進めてください。

(3) 学校給食費、PTA 会費、学校教材費、学用品費、衣料費、通信費、遠足・旅行経費、部活動費、交通費及びその他児童・生徒にかかるものは保護者の負担となります。(町からの補助がある場合もあります。)

(4) 毎月の給食費は、請求月末までに納めていただきます。

(小学校 240 円/日、中学校 285 円/日)

9. ハウスマスターの義務

(1) ハウスマスターは、留学生を島民の一員として、一人ひとりに深い理解と愛情を持って接し、心身の健全な成長を願い、養育に当たります。

(2) ハウスマスターは、学校運営に対し保護者と同様の立場で参加します。

また、ハウスマスターは保護者との連絡を密にして、留学生に対し適切な対応を心掛けます。

(3) ハウスマスターは、留学生に事故や大きな病気等が発生しないように最善の注意を払います。もし発生した場合には、ハウスマスターが適切な処置を行うとともに保護者、推進協議会に報告し、協議のうえ対応します。

10. 保護者の義務

(1) 保護者は、留学生の養育に責任を持つとともに、地域住民との積極的な関わりを通じて連携を深め、子どもたちの健全な育成に努めていただきます。

(2) 保護者は、魚島小・中学校の PTA 会員となり、その取り組みに責任を持って積極的に参加していただきます。

(3) 【合宿型】保護者は、留学生の親権者として契約締結後も児童・生徒の扶養義務を全てハウスマスターに委ねるものではありません。

以下に掲げる事項が発生した場合、ハウスマスターは必要な措置を講じますが、その後の責任は保護者が負い、呼び出しがあった場合は、特別な事情を除き、呼び出しに応じていただきます。

ア 留学生が病気や事故により身体に異常をきたした場合

イ 留学生に急病や家出など予期せぬ重大な事態が発生した場合

ウ 留学生の養育に関し困難な問題が発生した、またはその恐れがある場合

エ 留学生が故意または過失により不測の事故を起こした場合

11. 契約の解除

次の事項に該当する場合は、留学生受入を解約することがあります。

(1) 留学生の問題行動等により、ハウスマスターの指導監督が困難であると判断されたとき

- (2) 負担金の不納及び契約違反が生じたとき
- (3) 家庭の事情により、解約希望が生じたとき
- (4) 申込書及び契約書に虚偽があるとき
- (5) 病気、怪我等の一時的な場合を除き、登校しないことが続いたとき

12. その他

- (1) この事項及び魚島離島留学制度実施要綱に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、保護者、ハウスマスター、学校、教育委員会、推進協議会で協議のうえ善処します。
- (2) 留学生が帰省する際には、年度内4回まで往復交通費の実費補助があります。(上限：1回につき50,000円)
保護者についても、年度内2回まで往復交通費の実費補助があります。
但し、1回につき1人分のみとします(上限：1回につき50,000円)。
- (3) 留学生は、長期休業中は原則帰省するものとします。
閉寮期間：7月24日～8月24日、12月27日～1月7日、
3月26日～4月7日

《お問合せ・申込書提出先》

〒794-2520 愛媛県越智郡上島町弓削佐島 583 番地
上島町教育委員会 生涯学習課 魚島さざなみ留学担当
TEL：0897-77-2128 (代表) FAX：0897-77-3207
E-MAIL：shogai-gakushu@town.kamijima.ehime.jp